

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 15 号に規定する筒漁業筒漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	有共第 3 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 8 号共同漁業権 漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市横島町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 10 号、同第 11 号及び同第 12 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区西松尾 町、松尾町近津に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区海路口 町に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区川口町、 銭塘町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇土市住吉町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	火共第 1 号共同漁業権 漁場内	4月1日から 9月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市三角町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	火共第 1 号共同漁業権 漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市不知火町松 合に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	火共第 1 号共同漁業権 漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代郡氷川町網道、 鹿野、鹿島に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	火共第 1 号共同漁業権 漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市鏡町北新地、 宝出、鏡、野崎、内 田に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	火共第 2 号共同漁業権 漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	火共第 3 号共同漁業権 漁場内田浦地先	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 芦北町大字田浦町、 大字海浦、大字小田 浦、大字井牟田に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	天共第 7 号共同漁業権 漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草郡苓北町富岡 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	別記 1 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市天草町下田 北、高浜北、高浜南、 大江、大江軍浦、大 江向に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	別記 2 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市栖本町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	別記 3 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町御 所浦に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 1

操業区域（天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

別記 2

操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 3

操業区域（嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ